

I 六中いじめ防止等対策委員会

(1) いじめ防止等対策委員会の役割

本校いじめ防止等対策委員会は、いじめの未然防止から対応に至る取組、教育課程に位置づけて行う取組の企画や実施、評価を行い、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進し、生徒が安心して生活できる学校づくりを進め、学校及び職員の責務を果たすことを目的として組織する。

*いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめとは、「児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 構成員

【基本構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒会担当、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、教育相談担当、学校SC

【必要に応じメンバーを招聘】

- 保護者：PTA会長、PTA副会長、PTA育成部長
- 地域：自治会長、主任児童委員
- 市教育委員会等：指導主事、市福祉関係者、児童相談所職員

II いじめの未然防止

◇道徳教育の充実

- ①道徳の時間の充実、資料の共有
- ②「心の日」の企画と充実
- ③日常的な道徳的価値の育成



思いやりの心・生命の尊厳等

◇特別活動の充実

- ①話し合い活動、生活づくり、協働、道徳的实践
- ②生徒会・学年生徒会活動、学校行事



自己存在感、自己有用感、コミュニケーション力
問題解決能力 人間関係形成能力、自治力・自浄力等

◇授業改善

- ①基本的な学習規律の確立
- ②全員参加、学び合いのある授業

◇積極的な情報提供と地域との連携

学校評議員会、地区自治会長会、主任児童委員、民生児童委員、学校参観日、地域ボランティア、地域行事
PTA研修会（ネットトラブル等に関する研修）

III いじめの早期発見

◇班会や班長会を通じた人間関係の把握

◇校内定期調査の実施（3年 在学中保存）、緊急アンケート

◇相談体制の充実

定期教育相談、常時教育相談、教育相談室との連携、健康相談、保健室との連携

◇地域・家庭との連携

Ⅳ 適切かつ迅速ないじめへの対処（早期対応・組織的対応）

◇素早い事実確認・報告・相談

- ①その場での1次的対応 ②関係者からの2次的な聞き取り 報告

◇被害者を守る姿勢・加害者への指導

- ①被害生徒のカウンセリング
②授業・所属の活動への参加の配慮
③教室、相談室等居場所への配慮
④加害生徒に対する事実の確認
⑤いじめの背景にあるものの確認
⑥指導と今後の生き方に関する指導
⑦生徒同士の話し合いの設定の検討

◇発見・通報を受けての組織的な対応

- ①役割確認と指示（事実確認、聞き取り、支援等） ②指導方針の明確化
③指導内容の確認 ④保護者への説明と対応等の確認
⑤再調査の必要性の確認 ⑥学年や全校生徒への指導と再発防止策

◇被害・加害生徒の保護者への対応

- ①被害生徒の保護者への誠意ある説明と気持ちの受け止め
- ②加害生徒の保護者への丁寧な説明と支援
- ③保護者同士の面談の検討
- ④短期、長期の学校の指導方針と指導内容の説明

◇集団への働きかけ

- ②学級、学年、全校生徒への指導と考えさせる機会の設定

◇ネットいじめへの対応

- ①情報収集と事実確認
②記載事項削除依頼
③たより等での情報提供と家庭への啓蒙
④酒田市教育委員会との連携
⑤酒田警察署との連携

V 重大事態への対処

重大事態とは【いじめ防止対策推進法 第28条】

- ◇「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合
- ◇「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安）がある場合
- * 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
 - * 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査しないまま、いじめ重大事態でないと断言できないことに留意する。

- ①事実を明確にする調査
- ②市教育委員会への報告
- ③いじめを受けた生徒・保護者への適切な情報提供
- ④酒田市教育委員会、酒田警察署等との連携